

幸町二丁目及び堀川町地内の国道409号道路用地

占用指針

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っている。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところである。

そこで、当該箇所において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとする。

占用希望者は、この占用指針に基づき、次の各項目を承知の上、占用申請を行うこと。

2 概要

(1) 対象施設等

法第32条第1項に定めるもののうち対象とする主な工作物・施設は以下に掲げるものとする。

(主な工作物・施設)

- ア 駐車施設（自動車、自転車等）
- イ 広場、公園
- ウ 仮設店舗、仮設展示場等

(2) 道路の占用の場所

- ア 所在地 川崎市幸区幸町二丁目572-1 他
- イ 占用面積 1,660㎡（別紙「物件明細」参照）

(3) 道路の占用の期間

令和6年7月1日から令和10年12月31日までの期間

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行うこと。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行うこと。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行うこと。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組

(5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収する。

(6) 占用料の額

510円（ひと月、1㎡あたり）：駐車施設（自動車、自転車等）、広場、公園

1,500円（ひと月、1㎡あたり）：仮設店舗、仮設展示場等

川崎市道路占用料徴収条例（令和6年4月1日施行）別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間

510円／月・㎡ 1ヶ月

1,500円／月・㎡ 1ヶ月

※仮設店舗、仮設展示場等に適用する面積は、建築敷地面積に準ずる。

3 占用資格

(1) 4 に記載されている占用計画が、占用指針に照らし適切なものであること

※別紙利用明細の「その他条件」に留意すること。

(2) 対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が以下のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行う。

※所轄警察署への事前相談、お問い合わせを行わないこと。

4 占用計画の作成等

(1) 占用計画の作成要領

別紙1～5（A4判）により、作成すること。提出された占用計画を審査し、対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断する。

なお、提出された占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがある。また、本占用指針において示した事項以外の内容を含む占用計画については、無効とすることがある。

様式	留意事項
占用計画 (別紙1-1)	① 「占用計画期間」の欄には、本占用指針に定められた占用期間を記載すること。 ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載すること。
計画図等 (別紙1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載すること。
工事の実施方法 (別紙1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載すること。
対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (別紙2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載すること。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載すること。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載すること。 (取組の内容及び方法等を1つ以上記載すること。) ・ 防災に関する取組 ・ 環境配慮に関する取組 ・ 地域との協働に関する取組 ・ 地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載すること。 ※ 占用するための必須事項となるので必ず記載すること。
法人概要 (別紙3-1)	事業の内容、役員の氏名等を記載すること。 なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載すること。

役員名簿 (別紙 3-2)	
災害等非常時における連絡体制 (別紙 4)	占用予定者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負予定業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者等への連絡体制図を記載すること。
誓約書 (別紙 5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載すること。

(2) 占用計画（別紙 1～5）の提出先及び方法

ア 提出先

「8 担当部局」のとおり

イ 提出方法

上記アへ持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）とする。

ウ 提出部数

2部（原本1部、コピー1部）

5 占用計画の認定

(1) 認定の通知

占用希望者が提出した占用計画を認定した場合、占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手續に関する留意事項等を通知する。

なお、必要に応じて所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがある。

(2) 認定占用計画の変更

占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占用物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要がある。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがある。

(3) 認定の取消

認定占用計画の提出者に占用資格がないことが明らかになった場合その他認定占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消す。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがある。

6 道路の占用許可

(1) 占用許可申請手続

認定占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行うこと。

ア 申請窓口

〒212-0053 川崎市幸区下平間357-3
幸区役所道路公園センター 利用調整担当

イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された占用計画
- (ウ) 占用計画認定通知（写し）
- (エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

ウ 申請期限

- (ア) 占用許可申請は、占用計画の認定日から10日以内に行うこと。
- (イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、占用計画の認定を取り消すことがある。

(2) 占用許可の条件

認定占用計画の提出者（以下「占用者」という。）は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守すること。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用すること。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとする。

ア 原状回復

- (ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還すること。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができる。
- (イ) 占用者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は占用者の負担においてこれを行うことができるものとし、この場合において、占用者は何ら異議を申し立てることができない。

イ 用途指定

占用者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはならない。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できない。

- (ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
- (イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。
- (ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
- (オ) 自動販売機を設置すること。
- (カ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。
- (キ) 第三者にアからキの用途で使用させること。

ウ 権利譲渡、負担等

- (ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとする。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継する。また、占用者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできない。なお、占用者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占用者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出ること。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいう。

- (イ) 占用者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- (ウ) 前号に掲げる場合のほか、占用者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならない。
- (エ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占用者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとする(有益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとする。(有益費等の請求権の放棄)
- (オ) 本市は、占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込みと異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとする。
- (カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとする。
- (キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占用者の負担となる。占用者は、占用許可を受けた物件(以下「占用物件」という。)及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占用者自身で確認すること。

(ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担すること。

(ケ) 必要な関係法令等（適用される地域のルール等を含む）及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行うこと。

※ 別紙「物件明細」に図面を添付しているが、現地を優先する。

(コ) 占有期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者自身で対応すること。

エ 占有許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占有許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとする。

(ア) 占有者が許可条件に違反したとき

(イ) 本市において占有場所を必要とするとき

(ウ) 「占有計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

オ 占有者の協力

(ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占有区域内に立ち入ることを妨げることはできない。

(イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければならない。

(ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めること。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報告を行うこと。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力すること。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応すること。

(3) 占有許可の期間

認定した占有計画に記載された期間中、占有を認める。

(4) 占有料の額及び支払方法

ア 「2 概要（6）占有料の額」に認定した占有計画に記載された期間の占有月数及び占有面積を乗じた額とする。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占有料徴収条例別表に定める占有料の額が改定された場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収するものとする。

ウ 占有料の支払いは、初年度分を許可した日から30日以内に、次年度以降においては、当該年度の占有料を毎会計年度4月30日までに支払うものとする。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとする。

エ 年度途中で占有開始又は終了した場合の占有料は、当該年度中の月数に月額を乗じた額とする。

オ 既納の占有料は還付しない。ただし、市長が占有の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではない。

7 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (2) 占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めないこととする。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではない。
- (4) 提出された占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはない。ただし、占用資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがある。
- (5) 認定した占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (6) 除却が困難となる構造のものとしなないこと。
- (7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にすること。
- (8) 施設利用者等が隣接民地内に入らないよう対策を図るとともに、周辺道路交通に支障がないよう対策を図ること。
- (9) 当該地等からの飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じること。
- (10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- (11) 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとする。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなる。

8 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市建設緑政局 広域道路整備室
計画担当まで
電話 044-200-2039
E-mail 53koiki@city.kawasaki.jp

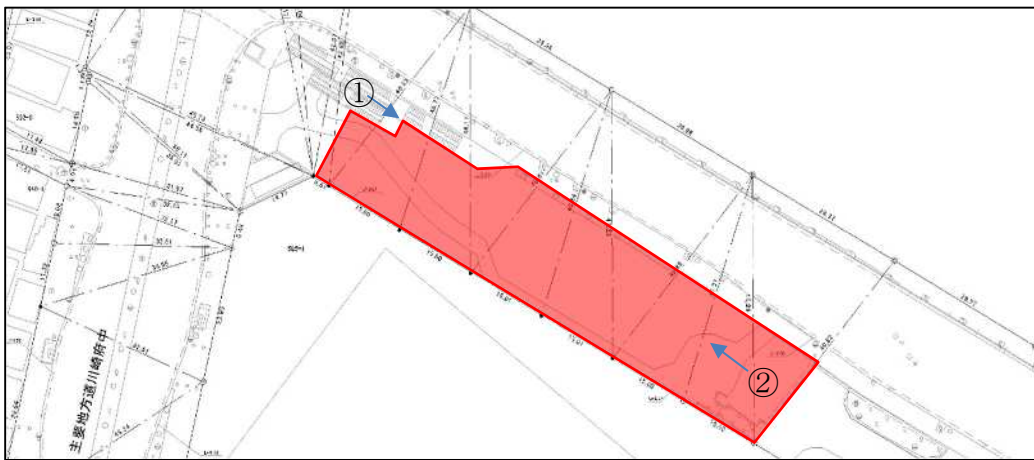
物件明細(利用計画)

		物件番号	(1)
1 計画地の概要	ア 区分	道路用地 (国道409号)	
	イ 所在	川崎市幸区幸町二丁目572-1 他	
	ウ 面積	1,660㎡	
	エ 立地(交通)	JR川崎駅から北へ約600m 京急川崎駅から北へ約500m	
	オ 都市計画等	用途地域：商業地域 建ぺい率：80% 容積率：500%	
	カ 接道	北側：国道409号	
2 占用料	510/1,500円/月・㎡		
3 用途	駐車施設(自動車、自転車等)、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等		
4 占用期間	令和6年7月1日から令和10年12月31日までの期間		
5 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用箇所の維持保全に必要な経費のほか、占用物件の設置費や付帯する電気料等は占有者が負担すること。 ・ 占用箇所の維持保全や占用物件の設置、維持保全に関する隣接者との調整は占有者が行うこと。 ・ 舗装等の工事を行う際は道水路境界標等の保全に留意すること。 ・ 「国道409号の暫定利用です」といった看板(A1サイズ以上)を設置すること。 ・ 広告物は自家用の物のみ設置できるが、設置する場合は川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなる。 ・ 当該地に隣接する川崎東芝ビル(川崎市幸区堀川町580番1号)が、工業用水の給水を行うための埋設管(150mm~200mm)を存置しているため、埋設管使用者、所有者又は管理者による撤去工事が行われる予定です。 協定締結後速やかに埋設管使用者、所有者又は管理者と撤去等(施工時期や工事範囲等)に関する調整を行い、事業計画への影響等について本市へ報告してください。 なお、道路の適正管理のため、埋設管の撤去が占用開始日以降になった場合においても、工事施工に協力するものとします。 		
6 その他条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況は未舗装であるため、舗装する場合は適切な雨水処理方法等の必要事項を占用計画に位置付けること。 		

<位置図>



<詳細図>



<写真>

①



②



<求積>



占用計画

令和 年 月 日

川 崎 市 長 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

担当者名

連絡先

【占用指針件名】について、占用計画を提出します。

占用計画期間	年			
占用の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
占用の場所 ※要図面	路線名			道路用地
	場 所	川 崎 市 区 町 丁目 番地		
占用物件 ※数量一覧で 整理も可	名称	規模	数量	構造
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間	工事の 実施方法 ※要図面	工事の方法:開削/その他() 直営・請負の別:直営/請負 施工業者: TEL	
道路の復旧 方法				
添付書類	計画図等、工事の実施方法、対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置、法人概要(法人の場合のみ)、役員名簿、災害等非常時における連絡体制、誓約書			

(記載要領)

「占用計画期間」の欄には、本占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載願います。

計画図等

<p>計画図</p>	
<p>利用イメージ図</p>	

工事の実施方法

<p>工事实施 方法</p>	<p>※占有区域外において関連工事が必要となる場合は、影響範囲内の工事についても記載すること。</p>
--------------------	---

対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置

実施項目	内容、方法等
1 占用施設等に関するもの	
施設等の管理	
施設等の安全対策	
2 占用の場所に関するもの	
日常的な道路の点検	
道路の清掃	
防犯活動	
放置自転車対策	
3 まちづくりや賑わいの創出に関する取組	
防災に関する取組	
環境配慮に関する取組	
地域との協働に関する取組	
地域の課題を解決する取組	
4 実施体制	

(記載要領)

- ①施設等の管理、安全対策を記載願います。
- ②占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載願います。
- ③まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載願います。(取組について、内容及び方法等を1つ以上記載願います。)
- ④上記の取組に関する実施体制を記載願います。

法人概要

商号又は 名称		代表者	
所在地		設立年月日	
事業所数		従業員数	
事業内容			
担当者名		所属部署 連絡先	

災害等非常時における連絡体制

※緊急連絡網をイメージして、作成願います。

誓 約 書

- 私
 当社
 団体

は、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が占用許可及び占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて同意します。

記

- 1 占用指針 3 に定める資格を有しています。
- 2 占用指針、その他関連法令を全て遵守します。
- 3 占用許可に際しては、現状有姿で占用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの道路の施設又は工作物の撤去等現状変更については、川崎市の指示に従います。
- 4 道路予定地等利用に関する隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて自己の責任において行います。
- 5 川崎市のHP等に占用の内容（物件所在地、面積、占用者）が公表されることに同意します。
- 6 下記のいずれにも該当しません。また、認定の有効期間中にわたって該当することはありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- 7 認定の有効期間中にわたって、下記のいずれの行為も行いません。
 - (1) 暴力的又は不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて道路管理者の業務を妨害する行為
 - (4) その他(1)～(3)に準ずる行為
- 8 認定の有効期間中にわたって、下記の用途で道路の占有を行うことはありません。
 - (1) 暴力団事務所又はこれに類するものの用に供すること
 - (2) その他公序良俗に反するものの用に供すること

川 崎 市 長 様

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

幸区役所道路公園センター意見

- 1 当該場所は、工業用水の管が埋設されているため、埋設物を確認の上、施工すること。
- 2 施設利用者等が隣接民地内に入らないよう対策を図るとともに、周辺道路交通に支障がないよう対策を図ること。
- 3 占用期間終了後は、道路管理者の指示に従い、復旧すること。